

# 長野県子ども支援センターです

みなさんの相談を待っています

友だちのこと、家族のこと、いじめのこと  
どんなことでも話してね。

秘密は必ず守ります



日々の育児・子育てや子どもに関する  
様々なお悩みをお聞かせください。



子ども専用ダイヤル(無料) 0800-800-8035  
おとな専用ダイヤル 026-225-9330

月～土 午前10:00～午後6:00 (日曜・祝日・年末年始休み)



[kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp)

お返事には時間がかかることがあります。



県庁こども・家庭課 長野市大字南長野字幅下 692-2

会って相談する場合は、月曜日から金曜日になります。(予約制)

どんな小さな心配事でも  
一緒に考えます

相談してみよう

子育てでお悩みの

大人の方のご相談も  
応じています



## 長野県子ども支援センター

# 「子どもの権利条約」4つの原則

## ● 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

## ● 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

## ● 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

## ● 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

## 子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(日本ユニセフ協会HPより許可を得て引用)

子どもの権利条約は18歳未満のすべての者の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として1989年の国連総会において全会一致で採択されました。  
より詳しい内容を知りたい方は日本ユニセフ協会ホームページをご覧ください。



## 長野県子ども支援センターとは

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。子どもに関することであれば、保護者などの大人からの相談も受けます。  
なお、いじめや体罰と言った子どもの人権侵害に関する相談で、解決が難しい案件については、長野県子ども支援委員会に申出することができます。

## 長野県子ども支援センター等に関するお問い合わせは

長野県県民文化部こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎ 026-235-7099    ✉ [kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp)